

# 「居宅介護サービス」重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。  
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

(長野県指定第2010500136号)

## 1. 事業者概要

法人名	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
法人所在地	飯田市東栄町3108番地1
電話番号	0265(53)3040
代表者氏名	会長 原 重 一
設立年月日	昭和38年7月15日

### 【基本理念】

わたしたちは、地域と命の尊さを守るため「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。

## 2. 事業所の概要

事業所名	飯田市社協ヘルパーステーション
指定番号	指定居宅介護事業者 平成24年10月1日 対象者区分(身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等)
所在地	飯田市東栄町3171番地1
電話番号	0265(53)2035
開設年月日	平成11年10月29日

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	障害者総合支援法に基づき、ご利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自宅介護サービスによって支援することを目的とします。
運営の方針	飯田市の在宅サービスの先駆者としての経験をふまえ、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、自立した生活を営むことができるよう支援します。

## 4. 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	名
サービス提供責任者	1名以上	名
訪問介護員	必要数	必要数

## 5. 営業日・営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

## 6. 営業区域

飯田市内	営業区域外については、実際かかった距離を1kmあたり25円として別途お支払頂きます。
------	--

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」とご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、ご利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しをご利用者に交付します。また、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

### (サービス区分及びサービス内容)

- ①居宅介護 (ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)
- 入浴介助・清拭・洗髪 ……入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
  - 排せつ介助 …… 排せつの介助、おむつ交換を行います。
  - 食事介助 …… 食事の介助を行います。
  - 衣服の着脱の介助 …… 衣服の着脱の介助を行います。
  - 通院介助 …… 通院の介助を行います。
  - その他必要な身体介護を行います。

\* 医療行為はいたしません。

- ②家事援助 (ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)
- 調理 …… ご利用者の食事の用意を行います。
  - 洗濯 …… ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
  - 掃除 …… ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
  - 買い物 …… ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をいたします。
  - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

\* 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

\* ご利用者以外の方の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室やご利用者の庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

- ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

### (2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、ご利用者負担分としてサービス料金の1割(定率負担)を事業者にお支払頂きます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

(2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合)

☆ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者の負担額をいただきます。

(利用者負担額の上限等について)

- ☆ 介護給付費対象の利用者負担額は上限が定められています。
- ☆ ご利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際その旨をお申し出ください。

(償還払い)

- ☆ 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)

### (3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施以外の地区でお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
- ② 「通院介護」においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

前期(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに現金でお支払下さい。(1ヶ月に満たない機関のサービスに関する利用料金は利用状況に基づいて計算した金額した金額とします。)

### (5) 利用の中止、変更

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出てください。
- ② サービス利用の変更は、ホームヘルパーの稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (6) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額(交通費等)を変更する場合は、原則としてその1ヶ月前までに、ご説明いたします。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービスの提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予めご利用者に説明するとともに、ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ ご利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気付きの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

### (2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

### (3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (4) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ③ ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(ご利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ ヘルパー車への同乗
- ⑦ その他ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

## 9. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

## 10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。  
保険会社名 損害保険ジャパン株式会社  
保険名 総合補償タイプ

## 11. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

◎社協ヘルパーステーション

○受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日、但し、祝日、年末年始を除く)

<苦情解決 担当責任者> 所長 仲井 良光

相談申立窓口	電話番号
飯田市社会福祉協議会	
第三者委員 伊藤 実	080-5144-7582
森山 祐子	080-5144-7583
篠田 光子	080-5144-7584

※第三者評価機関による評価は実施していません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

飯田市役所 福祉課・障害福祉係	電話番号 FAX 受付時間	0265-22-4511 0265-22-8133 午前8時30分～5時15分
長野県福祉サービス運営 適正化委員会	電話番号 FAX 受付時間	0120-28-7109 026-291-5180 午前9時～午後5時

12. 事業所の具体的義務

(1) 身体拘束等の適性化

事業者は身体拘束等の適性化のための指針を整備し、従業者に対し研修を定期的を実施するとともに対策を検討する委員会を開催します。やむを得ず身体拘束を行う場合には、理由・時間・内容等を記録し、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、虐待防止委員会を開催するとともに研修を実施します。  
【虐待防止責任者：管理者(所長) 仲井 良光】

(3) 守秘義務

事業者及び従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者・家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。又、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。

13. 事故と損害賠償

- 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族・主治医に連絡して必要な措置を講じます。
- 火災、地震、風水害の場合は、既定の「消防計画」に従い対策をとります。
- 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。  
ただし、ご利用者又はご利用者のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供

開始に同意しました。

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

ご住所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ 印

(本人との関係) \_\_\_\_\_

署名代行の理由 \_\_\_\_\_